

市内障害児通所支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
事業所等の対応について(その2)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施されている学校の臨時休業に伴う対応につきまして、各事業者の皆様におかれましては、児童生徒が安心して過ごせる環境の提供に多大なるご尽力を賜り深く感謝いたします。

さて、令和2年2月28日付けで、学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について通知させていただきましたが、その内容に加え、春休み期間中の取扱い及び支給決定児童生徒の3月サービス提供分の報酬請求事務等について、次のとおり取扱いますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、今後も国から示される通知や方針の変更等によって、これらの内容についても変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1 春休み期間中の取扱いについて

令和2年2月28日に発出した通知の内容は、春休み期間中も引き続き用いることとします。ただし、事業所で児童生徒の受け入れが困難な場合に学校で児童生徒を受け入れる対応については、春休み期間中は行われませんので取扱いにご留意ください。

2 学校の臨時休業日における報酬単位について

学校の臨時休業日にサービス提供をした場合は、平日であっても「授業終了後」ではなく「学校休業日」として請求してください。なお、臨時休業中に設けられた登校日や終業式等が行われた日に、サービス提供を行った場合には、「3 臨時休業期間における登校日、終業式等の算定単位について」のとおり取扱うことといたします。

3 臨時休業期間における登校日、終業式等の算定単位について

国からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて(令和2年3月24日厚生労働省障害福祉課事務連絡)」Q12を踏まえ、相模原市立の学校については、3月2日から25日までの間、市教育委員会が指定する学校休業日として取扱いますので、当該期間のサービス提供については、すべて「学校休業日」の報酬単位で請求していただくようお願いいたします。

なお、以前お問い合わせをいただいた際には、登校日または終業式等によって本市の支給決定児童生徒が登校した日のサービス提供は、「授業終了後」として取扱うとお伝えしていましたが、上記のとおり「学校休業日」とする取扱いに改めますので、請求時にお間違いの無いようご注意ください。

4 代替サービスの提供による給付費の請求等について

令和2年3月13日に厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）」2の「代替サービスの提供による報酬請求について」は、令和2年4月サービス提供分から当面の間、次のとおり取扱うことといたします。

代替サービスの提供による報酬請求の対象とする要件

- ・児童生徒等が新型コロナウイルスに感染する恐れがあるなどの理由により、事業所を欠席していること。（個別支援計画において利用が予定されていたが、予防等により利用を控えている状況であること。）
- ・居宅等への訪問、電話、ビデオ通話等により、児童生徒の健康管理や相談支援その他当該児童生徒に必要な援助を行うこと（欠席確認の連絡をした場合又は連絡を受けた場合のみでは対象外といたします。）
- ・保護者が当該サービスの提供を希望していること。その際、あらかじめ保護者に対して、「通常どおりのサービス利用とみなされること」及び「利用者負担が発生すること」について、丁寧に説明を行い、同意を得ること。
- ・実績記録票における当該サービスの提供日欄に、「訪問（電話等）による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、保護者の押印又は署名を得ること。
- ・健康管理や相談支援等の内容について具体的に記録すること。

5 請求方法について

学校の休業期間中を含む3月サービス提供分の請求は、利用量の増加分も含め、通常どおり神奈川県国保連合会へ請求をお願いいたします。ただし、令和2年3月10日に政府により決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」に基づき、学校の一斉臨時休業により、3月2日から春休みの開始までの間の放課後等デイサービス利用量が増加したことに伴う利用料の増加額相当については、全額国庫補助により対応することとされています。

これにより、保護者から受領する利用者負担額についても、コロナ対策による増額分は国庫補助の対象となることから、コロナ対策分のサービス提供分を切り分けて算出していただく必要がございます。

つきましては、児童生徒ごとに3月提供分の通常分とコロナ対策増額分とを算定するため、3月サービス提供分の請求事務及びコロナ対策増額分の算出方法について、別紙「新型コロナ対策にかかる放課後等デイサービスの増額分算出シート」のとおり整理いたしましたので、ご参照いただき、大変お忙しい中誠に恐れ入りますが、児童生徒ごとにシートを作成のうえ、高齢・障害者支援課までご提出くださるようお願いいたします。提出方法、作業の詳細については、別紙をご参照ください。

また、これにより、今後、保護者に対して3月分の利用料を請求される際は、この度の学校臨時休業が無かった場合の利用料（当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料）のみを請求していただくこととなりますので、くれぐれも取扱いにご留意ください。

6 サービス提供実績記録について

3月サービス提供分の実績記録等の支援の記録については、基本的に通常どおり支援記録や記録票を作成し保管してください。ただし、学校臨時休業に伴う利用増分については、上記5の切り分け作業を行うことなども含め、支援内容の確認を求める場合が想定されますのでご承知おきください。

問い合わせ先

【指定基準に関すること】

健康福祉局地域包括ケア推進部

福祉基盤課 指定・育成班

042 - 707 - 7046

【請求事務に関すること】

健康福祉局地域包括ケア推進部

高齢・障害者支援課 障害認定・給付班

042 - 769 - 8272